

# 介護報酬改定

## 4つの柱について

社会医療法人全仁会 南町ケアプラン室居室介護支援事業所

課長 岩佐 暁子

介護保険制度は、介護を必要とする

人が適切なサービスを受けられるように社会全体で支え合うことを目的として平成12年4月から始まりました。定期的に制度や報酬の改定があり、今年度、平成30年はその年にあたります。超高齢社会にある日本において「介護」は高齢者のみでなく、いつ誰にでも関わる可能性があることです。例えば現役世代、40代～50代にも介護離職という問題が最近増えていることは、みなさん既に耳にされたことがあるでしょう。2025年には総人口に占める65歳以上の割合が30%を超えると予測されており「団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進する」というのが今回の改定の大きな目的です。ますます介護が社会問題となる中、日本の介護制度がこれからのような方向に進むのかをみなさんに知っていただけたらと思います、介護報酬改定について示された大きな4つの柱に沿ってお話しします。

### I. 地域包括ケアシステムの推進

「中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを受けられ、受けられることができる体制を整備」

医療と介護の両方のニーズに対応する「介護医療院」という新しい施設が創設や認知症の人への対応の強化などが主な項目です。特に、重点的に行うこととされているのが、「医療と介護の連携」です。多くの国民は、歳をとっても病気をしても介護が必要となっても、自分の住み慣れた地域で暮らし続けたいという希望を持っています。ある調査では、国民の7割近くが病気になるっても自宅（病院ではなく生活主体の施設を含む）で最期を迎えたいと希望しているという結果が出ました。地域の病院や診療所と介護施設や介護事業所がしっかりと連携し医療と介護を切れ目なく適切に提供していくことが重要とされています。

### II. 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

「介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現」

介護保険には、単に介護が必要な人の世話をするだけでなく、「自立を支援する」という目的があります。そのためリハビリ専門職と訪問介護（ヘルパー）等が連携し、より自立に向けた介護を行うことなどが主な項目にあります。

### III. 多様な人材の確保と生産性の向上

「人材の有効活用・機能分化、ロボット技術を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進」

日本は現在、過去例をみない少子高齢社会に突入しています。そのため、介護分野でも限られた人材を有効に活用することが不可欠です。介護ロボットなどの活用やICTの活用などが主な項目にあります。介護ロボットには、高齢者の見守りや安全確認をするものなど、実際の介護のみならず、いろいろなタイプのものが開発されています。

### IV. 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

介護保険制度が始まった2000年4月と2015年4月を比較すると介護サービスの利用者は約3.5倍になって

います（介護保険事業状況報告より）。これは介護保険制度が高齢者の介護に無くてはならないものとして定着、発展してきたという結果ですが、一方でそこにかかる費用も増えています。この制度を未来にも持続させるために、いろいろな介護サービスの報酬を見直ししていくことなどが主な項目にあります。介護保険は、社会保険制度です。私たちの保険料が財源の一部です。例えばですが岡山県内の各市町村の介護保険料の平均額は月額約5900円で、国の平均額より400円程度高くなっています。少子高齢社会において限られた財源をいかに有効に活用するかは大切な課題です。

介護保険制度を今後も安定した持続する制度にするために、そしてすべての人が地域で安心、安全に生活を継続できるように行政による制度の見直しや強化が行われます。併せて私たち一人一人が介護を身近に感じ、自らの健康を保つことも大切です。最近では地域で介護予防教室や認知症に関する勉強会などの開催が増えています。ぜひお時間があるときには参加してみてくださいいかがでしょうか。